

# 母子家庭等、父子家庭 医療費助成制度受給者証の更新

市は、母子家庭等、父子家庭医療費助成制度の対象者（下表）に、新しい受給者証と更新申請書を、10月中旬に発送します。郵送された申請書は、必要事項を記入・押印のうえ、窓口サービス課へ提出してください。

窓口での申請は混雑が予想されますので、申請書は、同封の返信用封筒で郵送してください。

なお、現在ご利用の受給者証の有効期限は、10月31日です。11月1日以降は、新しい受給者証を医療機関で提示してください。また、有効期限の切れた受給者証は細断し、ご自身で破棄してください。

\*問合せ／窓口サービス課福祉医療・後期医療グループ（☎47-8140）へ

制度名	戸数
母子家庭等 医療費助成制度	平成13年4月2日以降に生まれた子を扶養する配偶者のない母親とその子など
父子家庭 医療費助成制度	平成13年4月2日以降に生まれた子を扶養する配偶者のない父親とその子

※本人、配偶者、扶養義務者などに所得制限あり



見本

## グリーン電力の環境価値を販売

住宅の太陽光発電設備により発電された電力の環境価値を市が買い取り、エネルギーの地産地消を進める「グリーン電力活用推進事業」。

市は、平成22~26年度に買い取りを行った環境価値を「グリーン電力証書」として販売します。

環境保全活動として、ご協力ください。

### ●応募資格／市内の事業所・団体

●販売量／658,000kWh (100kWh単位で販売)

●販売価格／100kWhあたり1,000円

### ●応募方法／環境衛生課で配布の申込書（市HPからダウンロード可）に必要な事項を記入し、同課（☎47-8563）へ持参



グリーン電力証書

審議会を傍聴してみませんか		
産業振興指策定委員会	担当：産業振興室（☎47-8609）	
10/7(月) 9:30~11:00	市役所仮庁舎(弘光舎)4階 多目的ホール	
・産業振興指針の改定について ほか		
スポーツ推進審議会	担当：社会教育スポーツ課（☎47-8038）	
10/24(木) 10:30~12:00	市役所北庁舎北館1階 教育委員会室	
・第2次教育振興基本計画（スポーツ分野）の策定について ほか		

-10月1日は「浄化槽の日」-

## 浄化槽は正しく管理しましょう！

### 3つの義務を守りましょう！

浄化槽が正常に機能しないと、川の汚染や悪臭の発生などを招きます。良好な環境を維持するため、浄化槽を使用している人は、次の3つの義務を守り、適正な管理に努めましょう。

### <法定検査>

すべての浄化槽において毎年1回、保守点検とは別に、水質に関する検査（11条検査）が必要です。また、浄化槽を新設・入れ替えた場合、浄化槽が適正に設置され、正常に機能しているかを確認する検査（7条検査）が必要です。

### <保守点検>

浄化槽の正常な機能を維持するためには、定期的な保守点検が必要です。

### <清掃>

浄化機能を損なわないとには、年1回（全ばっ氣方式の浄化槽は年2回）の清掃が必要です。

### <ご利用ください！便利な制度>

3つの義務を一括して委託できる「浄化槽らくらく一括契約」が便利です。なお、この契約をすれば、右に掲げる2つの制度が無料で利用できます。

詳しくは、県登録の保守点検業者へ。



## 健康診査で自分の健康を守ろう

市は、下表のとおり健康診査を実施しています。対象者には受診票を送付しています。受診票が届いたら、市の指定医療機関へ事前に電話で予約し、受診票と保険証を持って受診してください。

	国保特定健康診査	ぎふ・すこやか健診 【後期高齢者健康診査】	ぎふ・さわやか口腔 健診【後期高齢者口腔 健康診査】
目的	メタボリックシンドロームの早期発見	生活習慣病の早期発見 見と重症化予防	口腔機能低下や肺炎などの疾患予防
対象	国民健康保険に加入している人で、昭和19年9月1日～昭和55年3月31日生まれの人	8月31日時点で後期高齢者 医療保険に加入している人	
検査項目	問診、身体計測、身体診察、血圧測定、血液検査、COPD健康調査、尿検査など ※医師が必要と認めた場合、心電図検査と眼底検査を実施	問診、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査など ※医師が必要と認めた場合、心電図検査と眼底検査を実施	問診、歯の状態評価、そしゃく能力、舌・口機能評価、嚥下（飲み下す）機能評価など
費用	1,000円	500円	300円
最終受診期限	令和2年1月31日(金)	令和2年1月22日(水)	
問合せ	窓口サービス課国民健康保険グループ（☎47-8132）	窓口サービス課福祉医療・後期医療グループ（☎47-8140）	

### 行政相談

\*とき／①毎週水曜日 午前9時～正午

②毎月第2水曜日 午後1時～4時

\*ところ／①市職員会館2階市民相談室

②上石津地域事務所



\*内容／行政相談委員による行政全般についての相談

\*問合せ／まちづくり推進課（☎47-8548）へ

### 一日合同行政相談

\*とき／10月24日(木) 午前10時～午後3時 (受付：午前9時30分～午後2時30分)

\*ところ／市役所仮庁舎(弘光舎)4階多目的ホール

\*相談内容／専門家による登記、税金、雇用、労災、年金、消費生活など。※弁護士・司法書士・税理士による相談は、10月15日の午前9時から電話（☎058-246-1100）で予約

\*問合せ／岐阜行政監視行政相談センター（☎058-246-4411）へ

### 岐阜県浄化槽生涯機能保証制度

岐阜県浄化槽連合会が、浄化槽機能の修理を保証する制度です。

### みず再生施設認定制度

岐阜県環境管理技術センターが、合併処理浄化槽が環境省の指針より厳しい基準に適合し、下水道と同様の生活排水処理施設であることを認定する制度です。

### 浄化槽を使わなくなった時には

建物の取り壊しや下水道への切り替えなどで、浄化槽を撤去する前に、浄化槽の最終清掃が必要です。

また、浄化槽の廃止には「浄化槽使用廃止届出書」の提出が必要です。

【問合せ】  
環境衛生課（☎47-8574）へ